

(様式 2-2)

宮城県船形の郷に係る指定管理者の指定について

1 施設概要

施設名 宮城県船形の郷

所在地 黒川郡大和町吉田字上童子沢 21

2 募集期間

令和2年7月17日から令和2年8月31日まで

3 応募団体（1団体）

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

4 審査日程

第一次審査（書類審査） 令和2年9月1日から令和2年9月25日まで

最終審査 令和2年10月23日

5 審査方法

令和2年10月23日に宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条に規定する選定基準により、下記の項目について審査を行い候補者を選定した。

審査項目	審査の視点	配点
計画の内容及び実現性	<ul style="list-style-type: none">・設置目的・施設管理運営の基本方針に沿った運営方針・事業計画であるか。・人員配置計画及び管理運営の体制が適切か。・人材の確保、育成の方針は適切か。・施設の日常的な維持管理計画は適切か。・事業計画について、体制や手法が的確であるか。・事業計画について、具体性があり、実現可能であるか。・仕様書を満たした対応となっているか。・利用者サービスの向上に向けた取組が具体的かつ効果的なものか。・安全対策の考え方や体制は適切か。・個人情報の保護の考え方や体制は適切か。・環境への配慮や情報公開の考え方や体制は適切か。	120点
申請者の能力	<ul style="list-style-type: none">・申請者の業務内容は、指定管理者としてふさわしいか。・財務関連から見た申請者の経営状況は健全であるか。	40点
収支計画	<ul style="list-style-type: none">・経費の積算が適切か。・経費の節減が図られているか。・経費の節減方法に工夫や実効性があるか。	40点

6 選定委員の氏名等

	氏 名	所属・職
委員長	武内 浩行	宮城県保健福祉部 次長
副委員長	永井 彰	東北大学大学院文学研究科 教授
委員	丸山 水穂	官澤綜合法律事務所 弁護士
委員	橋本 潤子	公認会計士橋本潤子事務所 公認会計士

7 採点一覧表

団体名	審査項目	委員A	委員B	委員C	委員D	合 計	摘要
社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	計画の内容及び実現性	8 3	8 4	9 4	9 0	3 5 1	指定管理者候補者
	申請者の能力	3 2	4 0	3 2	4 0	1 4 4	
	収支計画	2 1	2 1	2 4	2 4	9 0	
	合 計	1 3 6	1 4 5	1 5 0	1 5 4	5 8 5	

8 指定管理者候補者の指定管理予定価格（収支計画）

収入総額 5, 187, 241千円（うち県指定管理料 5, 187, 241千円）

支出総額 5, 187, 241千円

9 指定管理者候補者

団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

代表者 会長 加藤 瞳男

所在地 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号

10 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

11 選定理由

計画の内容及び実現性については、施設の設置目的を踏まえた運営方針を定めており、事業計画は施設の適正かつ確実な管理運営を行い、サービス向上を図ろうとするものであり、その実施体制や方法等は適当であると認められる。また、現在の指定管理者であることから、本施設の建替えによる利用者の新しい施設への円滑な移行ができるものと考えられる。

申請者の能力については、障害などの分野において、関係機関との協働実績を有しているほか、これまで3期15年にわたり本施設の指定管理者として安定した管理運営を行っていることも評価できる。

収支計画については、業務委託による経費削減等に取り組んでいるほか、監査法人の指導を仰ぎながらコスト管理を行うなど、実効性を高める努力も認められる。

以上から、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条に規定する選定基準を全て満たしており、施設の管理運営を安定的・効果的・効率的に行う能力があると認められることから、指定管理者として適当と判断した。

なお、募集方法については、本施設の建替えによる利用者の新しい施設への円滑な移行を行うため、現在の指定管理者である社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が、引き続き管理運営を行うことが最も適していると考えられることから、非公募による募集としたもの。

12 指定管理者の指定

宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、上記9の指定管理者候補者を、令和2年11月県議会の議決を経た上で、令和2年12月16日に指定管理者に指定した。